

エムキューブサイト約款

第1章利用規程

第2章サービス料金規程

第3章サービス範囲規程

第4章準会員規程

第1章利用規程

第1条 (エムキューブサイトの主旨及び本約款の目的)

1. エムキューブサイトとは、株式会社管理費SG協会（以下、「当社」という）がインターネット上に開設するウェブサイト（kanrihiSG.comを主要ドメインとして運営されるサイトをいう。以下「本サイト」という）をいいます。
2. 本約款は、第1章第3条に従い会員登録を行った法人等（以下、「正会員」という）が本サイトにおいて提供されるサービスを利用する場合に適用されるものです。
3. 本サービスは、別段の定めのない限り、本約款を承認したうえ当社がその登録を認めた正会員のみが利用できるものとします。また、本サービスを利用したいかなる者も、本約款を承認し、これに従って利用するものとみなされるものとします。

第2条 (本約款の範囲及び変更)

1. 当社は、公序良俗に反しない限り正会員の承諾なく本約款を変更できるものとし、当該変更は本約款で別途定める場合を除き当社から正会員へ通知した時に有効となり、正会員はかかる変更を承諾したものとみなされるものとします。
2. 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて正会員に通知する諸規程は、本約款の一部を構成するものとします。

第3条 (会員登録)

1. 本サイトの正会員は、法人その他の組織（以下、「法人等」という）に限られるものとします。
2. 正会員になることを希望する法人等（以下、「入会希望者」という）は、本約款の内容を了解の上、当社に対し入会申込書の提出により、入会の申込を行うものとします（本サイトでの取引につき権限ある方の記名押印が必要です）。また、入会希望者は、入会申込書とともに、当社所定の書式に必要な情報をご記入いただき、返送していただくものとします。
3. 入会希望者は、以下の全ての処理が完了したときに正会員として登録されるものとします。
 - ①入会の申込に対して当社が審査を行い、これに対する承諾は入会承諾書をもって通知すること。
 - ②入会希望者が別途第2章サービス料金規程に規定する年会費を当社に支払い、当社がその入金を確認すること。
 - ③当社が入会希望者に対しID及び正会員において変更可能な初期パスワードを発行し交付すること。
4. 当社は、本条第2項及び第3項により登録された正会員に関する情報を、原則として本サイト上で公開するものとします。
5. 当社は、入会希望者が以下に定める事由の何れかに該当することが判明した場合、入会希望者の入会を留保し、または入会を認めないことがあります。
 - ①入会希望者が実在しない場合。またはその実在に疑いがある場合。
 - ②入会申込書またはこれと共に当社に届け出た情報に、虚偽、誤記または記入漏れがあった場合。
 - ③入会希望者が、過去に、本約款の違反を理由として会員資格の停止処分を受け、または会員資格の抹消等の処分を受けた場合。
 - ④入会希望者が本約款の第1章第19条第1項に定める会員資格の停止、抹消の事由の何れかに過去において該当した場合、または将来該当する恐れがあると当社が判断した場合。
 - ⑤入会希望者の銀行預金口座が、収納代行会社や金融機関等により利用停止処分等を受けたことが判明した場合、または、将来かかる処分を受けるおそれがあると当社が判断した場合。
 - ⑥本約款第1章第7条に定める守秘義務に過去に違反したまたは将来違反する恐れがあると当社が判断した場合。
 - ⑦その他、本サービスの運営に支障を与え、若しくは当社、他利用者またはその他の第三者の権利・利益を害する恐れがある等、入会希望者を正会員とし本サービスを利用することを不適切と当社が判断した場合。
6. 登録を認められた正会員が本条第5項に定める何れかの事由に該当することが判明した場合、当社はその正会員の登録を取り消すことがあります。

第4条 (本サービスの利用)

1. 正会員は、会員登録により、第三章のサービス範囲規程で規定されたサービスを利用することができるものとします。
2. 当社は、会員登録時にIDを発行する際、申請された正会員資格種別（別紙1）に応じて、正会員資格種別毎に1IDを発行します。
3. 正会員は、所定の書式により当社に申請し、当社の許諾を得て、正会員資格種別または取得IDを変更することができるものとします。かかる変更は、当社が正会員の変更申請を受理した後、変更作業を完了した旨の通知を正会員に対して行ったときに完了します。正会員は、通常、かかる変更手続に約2週間を要することを了承するものとします。

第5条 (届出事項の変更等)

1. 正会員は、入会の申込時に届け出た事項につき変更が生じたときは、当社所定の様式により遅滞なく変更の届出を行うものとします。
2. 当社は、正会員が、前項の届出を懈怠したことによる他の正会員その他の第三者に発生した損害または不利益について、一切の責任を負いません。
3. 変更の届出により、登録を認められた正会員が第1章第3条第5項に定める何れかの事由に該当することが判明した場合、当社はその正会員の登録を取り消すことができるものとし、かかる取り消しによりいかなる責任も負わないこととします。

第6条 (当社の情報の取扱)

1. 当社は、第1章第3条第4項に基づき開示を行う情報及び暗号化情報を除いた、正会員から本サイトを通じて提供された情報を、他の正会員に閲覧させまたは一般に公開することができるものとします。ただし、応札者名については、他の正会員に閲覧させたり、一般に公開は致しません。
2. 前2項にかかわらず、以下の場合には、当社は暗号化情報または応札者情報を第三者に閲覧・謄写させ、または開示することがあり、正会員はかかる閲覧・開示に協力するものとします。
 - ①当該情報に直接関係する当事者正会員全員が同意した場合
 - ②法令により開示が義務付けられる場合

第7条 (正会員の守秘義務)

1. 正会員は、本サイトの利用に関連して開示を受けまたは知り得た、他の正会員を含む第三者の売上、技術上またはその他の業務上の情報を、本サービスの利用の目的にのみ使用するものとし、以下の場合を除き、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
 - ①当該情報に関係する全員が同意した場合
 - ②法令により開示が義務付けられる場合
 - ③本約款を遵守するために必要な場合
2. 正会員は、本サービスの利用により開示を受けまたは知り得た当社の秘密情報（本約款、本サービスのガイドライン等を含む）を、本サービス利用の目的にのみ使用するものとし、当社の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
3. 正会員は、以下のことを証明することのできる情報については、前2項による守秘義務を負わないものとします。
 - ①開示または知得以前から公知の情報
 - ②開示または知得以前から守秘義務を負うことなく保有していた情報
 - ③開示または知得した情報に依拠することなく、独自に開発・発見した情報
 - ④開示または知得の後、会員の責任なく公知となった情報
 - ⑤開示または知得と関係なく、開示について正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく開示を受けた情報
4. 本条の規定の効力は、会員登録の抹消または第1章第20条第3項に基づく本サービスの全部の終了の後5年間存続するものとします。

第8条 (会員設備などの設置及び維持)

1. 当社は、正会員がインターネットを通じて本サイトに接続し本サービスを利用できる機能を備えたサーバーその他の設備（以下、「サーバー等設備」という）を、当社の費用と責任において設置します。

2. 正会員は、オンライン上で本サービスを受けるために必要な、別紙2に定める標準的な技術・機能仕様を備えた、通信機器、通信回線、コンピュータその他の機器、ソフトウェア、通信回線利用契約及びプロバイダ契約を含む契約等（以下、「会員設備等」という）を、自らの費用と責任において設置し、正常な稼働状態に維持するものとします。
3. 正会員がインターネットを経由してサーバー等設備に接続し、本サービスを利用する為に確保すべき技術的手順の詳細は、当社が別途交付する取扱マニュアルに記載のとおりとし、正会員は、本サービスの利用に際し取扱マニュアルを遵守するものとします。

第9条（当社から正会員への通知方法）

1. 当社から正会員に対する通知は、別段の定めのある場合を除き、以下の各号のうち当社が適切と認める方法により行うことができるものとします。
 - ①本サイトに掲載して行います。この場合は掲載されたときをもって、正会員に対して通知が完了したものとします。
 - ②正会員が会員登録申込みの際またはその後に当社に届け出た正会員の電子メールアドレス宛てに電子メールを送信して行います。この場合は、利用者の電子メールアドレスを管理するサーバーに到達したときをもって、正会員に対する通知が完了したものとします。
 - ③正会員が会員登録申込みの際またはその後に当社に届け出た正会員のFAX番号宛てにFAXを送信して行います。この場合は、正会員のFAX番号宛てにFAXを送信したときに通知が完了したものとします。
 - ④正会員が会員登録申込みの際またはその後に当社に届け出た正会員の住所宛てに郵送をして行います。この場合は、当社が正会員に対して送付した日付をもって通知が完了したものとします。

第10条（ID及びパスワードの管理及び利用）

1. 正会員は、その法人等内部において、当社から付与されたID及びそのパスワードの管理を行う担当者（以下「ID管理者」という）を定め、かかるID管理者により、ID及びそのパスワードを厳重な秘密とし、適宜パスワードの変更を行うなど、必要と認められる管理を行うものとします。
2. 正会員は、ID及びパスワードを秘密に保持し、ID管理者の管理の下に、当該正会員において本サービスを利用する従業員等の特定の個人（以下、「利用者」という）を定めるものとします。
3. ID管理者及び利用者の選定はすべて正会員の責任において行われるものとし、それらの行為はすべて正会員の行為とみなされるものとします。
4. 正会員は、IDまたはパスワードを利用者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入、担保等いかなる処分及び行為もできないものとします。第三者が正会員のIDまたはパスワードを使用して行った行為の責任は、すべて当該IDを保有する正会員の責任とみなされるものとし、当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、第三者によるID若しくはパスワードの盗難、漏洩、不正使用、使用上の誤りなどにより正会員または第三者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。
5. 正会員は、ID若しくはパスワードの盗難または第三者による使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。その場合、正会員は当社から指示のあるときはそれに従うものとします。
6. 本サービスのセキュリティ向上のため当社がID及びパスワード以外の技術的手段（電子認証等を含みますがこれに限定されません。）を採用し、正会員にその利用を求めた場合、同手段に関する管理についても本条の趣旨が準用されるものとします。

第11条（本サービスの利用料金）

1. 正会員は、第2章サービス料金規程及び別紙3の本サービス料金体系に従い算定される利用料金等及びこれに対する消費税額等を負担するものとします。
2. 正会員が当社に対し支払った利用料金は、本約款に明示の定めのある場合を除き返還されないものとします。

第12条（本サービスの内容及び料金の変更）

1. 当社は、正会員に事前に通知することなく、本サービス提供上の必要に応じて、本サービスの内容（サービスの種類、サービスの機能仕様、各種ガイドライン及び取扱マニュアル等を含む）及び利用料金を改訂することができるものとします。かかる変更は別段の定めのない限り、正会員に通知された時点をもって発効します。

第13条（広告主との取引）

1. 本サイトに掲載されている広告やリンク、並びに正会員によるPR情報については広告提供者の責任で掲載されているものであり、当社はその内容の正確性等についていかなる保証もせず、いかなる責任も負いません。広告主やリンク先会社と正会員との間の取引は、当事者間の責任において行うものとし、その取引について当社はいかなる責任も負わないものとしします。

第14条（情報品質の管理）

1. 当社は、本約款に違反する情報、違反するおそれのある情報、その他当社において掲載が不適切と判断した情報については、正会員に対し事前の通知を行うことなく、当社の裁量において、当該情報の掲載を一時停止または削除することができるものとしします。当社は、かかる掲載の一時停止もしくは削除、またはそれにより生じる正会員間の取引への影響についていかなる責任も負わないものとしします。

第15条（正会員の自己責任）

1. 正会員は、本サイト上で当社が提供する本サービスを、自己の判断と責任で利用するものとし、当社はその利用およびその結果として成立または不成立となった事業上の取引等についていかなる責任も負いません。
2. 本サイトにおける各正会員が提供する情報等は、当該正会員がその責任により提供するものであって、当社は、正会員の実在性、本人の同一性・信用性・支払い能力等について、いかなる表明・保証も行わず、またそれに起因する損害について、いかなる責任も負いません。本サービスにおいて当社が正会員間に情報を転送する際、その情報の正確性・真正性等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害について、いかなる責任も負いません。
3. 本サービスにより、正会員から他の正会員に提供される資機材や役務は、その提供を行う正会員の責任において提供されるもので、当社は、かかる資機材や役務の仕様、品質、機能、瑕疵のないこと等について、いかなる保証も行わず、それらに起因して正会員または第三者に生ずる損害についていかなる責任も負いません。本サービスを利用して成立した正会員間の取引における、商品の瑕疵、数量不足、品違い、納期遅延、破損・汚損等による紛争は、全て当事者である正会員間にて解決するものとし、当社は一切責任を負いません。
4. 正会員は、正会員の責任に属する事由に基づく正会員その他第三者の請求について当社を免責させ、当社に損害を負担させないものとし、万一当社が他の正会員や第三者から責任を追及された場合は、正会員は自己の責任をもって当社を防御し、当社に負担を被らせないことを保証するものとしします。
5. 正会員は、第3章第3項に定める提携サービスを利用する場合、以下の各号に関して当社を免責させ当社に一切の損害を負担させないものとしします。万一正会員の提携サービスの利用に関連して当社が他の正会員、サービス提供者その他の第三者から責任を追及された場合は、正会員は自己の責任をもって当社を防御し、当社に負担を被らせないことを保証するものとしします。
 - ① 正会員が提携サービスの利用により他の正会員、サービス提供者その他の第三者に対して与えた損害。
 - ② 提携サービスの不具合、ソフトウェアの瑕疵等。
 - ③ 提携サービスを利用して正会員が取得した成果物及び結果。
 - ④ 提携サービスに係わる知的所有権に関する取扱。
 - ⑤ 正会員とサービス提供者その他第三者との間の守秘義務にかかわる一切の事項。
 - ⑥ その他正会員とサービス提供者との間の一切の紛争

第16条（正会員の義務）

1. 本サイトにおいて入札を開催した正会員（発注者）は、見積回答期限後1ヶ月以内に、落札業者を選定するか、入札不調を当社に報告する義務を負うものとしします。
2. 正会員は、他の条項に定めるほか、以下の行為を行ってはならないものとしします。
 - ①当社が提供する本サービスを不正の目的をもって利用すること。
 - ②本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他の有形・無形の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為。
 - ③本サービスまたは接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること。
 - ④本サイトに他人のIDでアクセスすること、他の正会員が提供した情報の改竄、消去等、不正なアクセスその他の行為、また、かかる行為を行おうと試みること。
 - ⑤コンピュータウィルス、スパムその他の送信など、当社による本サービスの提供を妨害し、またはその支

障となる行為。

- ⑥偽名や架空の会社名を使用して本サイトを利用したり、代表権や権限のない従業員に本サイトを利用させたり、提携・協力関係のない企業との関係を偽って表示するなどの不正行為。
- ⑦正会員としての権利義務または本サービスの利用により成立した取引における権利義務を、当社及び取引の相手方の承諾なく、第三者に譲渡その他処分しまたは担保に供する行為。
- ⑧故意、過失を問わず法令に違背しまたは公序良俗に反する行為。
- ⑨他人を誹謗中傷しまたは他人に迷惑・不利益等を与える行為。
- ⑩他人の財産権、プライバシー、名誉、信用その他の権利を侵害する行為。
- ⑪公序良俗に反する行為。
- ⑫本サービスの運営に支障をきたす恐れのある行為。
- ⑬その他当社が不適切・不相当と判断する行為。

第17条（会員登録の有効期間）

1. 登録が認められた正会員の会員資格はその登録時から1年間有効とします。ただし、終了日の1ヶ月前までに当社または正会員のいずれかがその相手方に対し更新を希望しない旨の通知を行わない限り、会員資格の有効期間は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。

第18条（会員登録の抹消）

1. 前条にかかわらず、正会員が会員登録の抹消（以下、「退会」という）を希望する場合には、毎月10日までに当社所定の書式にて当社に届出を行い、かつ月末までに当社に対する全ての未払債務の支払を済ませることにより、会員登録を抹消することができるものとします。この場合、正会員は当該月末をもって退会するものとします。
2. 当社は、正会員が退会する場合、既に正会員から支払われた料金等（年会費を含む）の払戻義務を一切負担しません。また、正会員は、退会したときは本サービスの利用に関する一切の権利、特典を失うものとし、退会に伴って当社に対し何らの請求権を取得するものではありません。
3. 正会員が退会を希望する場合、当該正会員は退会前に取引を行っているほかの正会員に対してその旨を通知し、本サービスの利用を通じて発生した当社及び他の正会員に対する債務の全額を、その契約等で定めた方法で、契約等で定めた期日までに支払うものとします。

第19条（正会員の本サイト利用資格の停止、当社による会員登録の抹消）

1. 正会員が以下の事由の何れかに該当し、またはその疑いが生じた場合、当社は会員資格を一時停止し、または一方的に会員登録を抹消することがあります。
 - ①第1章第3条第5項に定める事由の何れかに該当する場合。
 - ②第1章第16条第2項に定める禁止行為の何れかを行った場合。
 - ③その他本約款または関連規約・契約上の義務に違反した場合。
 - ④手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
 - ⑤当該正会員について、支払不能、支払停止等の破産原因が生じ、もしくは、破産、会社更生、会社整理、民事再生、解散その他これに準ずる申立がなされた場合。その他財産状態が悪化したと認められる相当の理由がある場合。
 - ⑥その他、正会員として不適格と当社が判断した場合。
2. 前項に基づく正会員の抹消を行う場合、前条第2項の規定を準用するものとします。
3. 会員が、当社により会員登録を抹消された場合、当該正会員は、当社及び他の正会員に対する当サイトの利用に関連して発生した債務の全額を直ちに支払うものとします。

第20条（本サービスの中断、停止、終了）

1. 当社は、以下の何れかの事態が発生した場合には、正会員に事前に通知を行うことにより、または緊急を要するときは事後に通知を行うことにより、本サービスの一部もしくは全部を一時中断、または停止できるものとします。本サービスの一部若しくは全部の一時中断または停止後相当な期間内に改善されないときは、当社は全正会員についてその会員登録の全部または一部を抹消できるものとします。
 - ①サーバー等設備、その他のシステムの保守点検・更新を定期的または緊急に行う場合。
 - ②火災、停電、天災、労働争議などの不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合。
 - ③第一種及び第二種電気通信事業者の役務が提供されない場合。

- ④その他、本サイトの運用上あるいは技術上の理由により、本サービスの一時中断または停止が必要ないし適切と当社が判断した場合。
2. 当社は、前項に従って当社が本サービスの一時停止、または全正会員についてその会員登録の全部または一部の抹消を行った場合、当社は、正会員その他の第三者に対しても、いかなる責任も負担しないものとします。
 3. 当社は、正会員に対して1ヶ月以上前に書面で通知することにより、本サイトにおける本サービスの全部または一部の提供を終了させることができるものとします。当社は、かかる終了について、正会員その他の第三者に対しても、いかなる責任も負担しないものとします。

第21条（正会員登録の抹消、本サービスの停止・終了時の措置）

1. 正会員は、会員登録を抹消されあるいは本約款による本サービスの提供の全部が停止されまたは終了した場合、以降、本サービスを一切使用してはならないものとし、当社から提供された一切の物品または情報を直ちに当社に返却し、または当社の指示がある場合はそれに従い廃棄し、その旨の書面を当社に提出するものとします。
2. 正会員は、本サービスの入会契約が終了した場合でも、本サービスの利用により既に発生した債務を履行する責任を免れないものとします。

第22条（責任の範囲・損害賠償）

1. 正会員が本サービスの利用に関して正会員の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、正会員は当社が被った損害を賠償するものとします。
2. 正会員が本サービスの利用により第三者に対して損害を与えた場合または第三者と紛争を生じた場合、正会員は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
3. 当社は、本約款に特別の規定がある場合を除き、本約款の定めに従って当社が行った行為の結果、または正会員が本サービスの利用により生じる結果について、正会員その他の第三者に対して、その原因のいかんを問わず、いかなる責任も負担しないものとします。
4. 当社及び正会員はいかなる場合にも自己の責に帰すことのできない事由から生じた損害、特別の事情から生じた損害については、予見の有無を問わず、互いに賠償責任を負わないものとします。
5. 本約款または本サービスの利用に関連する他の規約の定め及びその法律上の根拠にかかわらず、当社の正会員に対する責任は、当該責任にかかる事由の生じた月において当該正会員が当社に対して支払った利用料金の金額を上限とする損害賠償に限られるものとします。

第23条（本サービスの瑕疵担保責任）

1. 当社は、正会員が、別紙2に定める標準的な技術・機能仕様を備え、かつ取扱マニュアルに定める技術的手順に従ったにもかかわらず、サーバー等設備に正常に接続することができず、または本サービスが正常に作動しない場合、サーバー等設備を速やかに調整するものとします。また、かかる不具合が、取扱マニュアル等の記述内容の不正確・不明瞭等に起因する場合は、当該記載内容を修正するものとします。ただし、当社は、いかなる場合も、本サービスが正会員の主観的な利用目的に適切または有用であること、または本サービスの提供や作動が中断されず、かつその作動に誤りが無いことを保証するものではありません。
2. 本サイトのサービス提供時間は、原則として当社のサーバー等設備により管理する時間を基準として、午前8時から午後8時までとします。
3. 当社は、最初に通報があったときより起算し24時間以上連続して全ての正会員が本サービスの全ての機能を利用できない障害（サーバダウンなど）が発生し、かかる障害がシステム設計上の理由に起因するものと当社が判断した場合でも、障害について一切の責任を免れるものとします。
4. 本条、第1章第22条及び同第26条第2項は、本サービスの利用に関して当社が正会員に対して負担する可能性のある一切の責任を規定するものとします。当社は、本サービスの利用に関して、正会員その他の第三者に対しても、本約款に明示的に定める責任のほか、明示または黙示その他を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。
5. 正会員が、本サービス利用により第三者に対して損害を与えた場合、正会員は自己の責任と費用をもって解決するものとします。正会員は、かかる責任から当社を免責させ、これに損害を負担させないものとし、万一当社が他の正会員や第三者から責任を追求された場合は、その責任を以て当社を防御し、当社に負担を被らせないことを保証するものとします。

第24条（責任区分）

1. 正会員は、本サービスが利用できなくなったときは、遅滞無く、本サービスを利用するために正会員が保持するコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他の設備について故障の有無を調査し、その結果及び当社が必要とする事項を当社に通知するものとします。
2. 前項の調査に際して、正会員から要請があったときは、当社は、当社のサーバー等の設備の動作について当社が別途指定する方法により試験を行い、その結果を正会員に通知するものとします。
3. 前項の試験により「本サービス」に支障がないことが確認された場合、当社は、正会員の請求により、当社の人員を正会員の元に派遣して調査を行うことができるものとします。かかる調査に関して、不具合の原因が当社のサーバー等設備にあることが判明した場合を除き、正会員はその派遣及び調査に要した費用を当社に対し支払うものとします。
ただし、かかる不具合の原因究明の為、電子証明書とパスワード、及び暗号鍵情報、さらに本サイトのID、パスワードを正会員より本サイトに対して提出していただくことがあります。

第25条（本サービスに関する知的所有権）

1. 本サービスにおいて当社が正会員に提供する一切の著作物（本約款、本サービスの取扱マニュアル及び各種ガイドラインを含む）及び正会員が本サービスの利用に関して当社に提供した情報に関する著作権及び著作者人格権は、当社に帰属するものとし、仮にそれらの全部または一部が正会員に帰属する場合でも正会員は当社に対してかかる権利を放棄し権利主張を行わないことを約束するものとします。
2. 正会員は本サービス及びこれに伴い当社が正会員に提供する、コンピュータ・プログラム、マニュアルその他の当社の知的財産権を、以下に従って利用するものとします。
 - ①本約款に従い本サービスを利用する目的にのみ使用すること
 - ②不正に複製・改変・編集・頒布等、またはリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと
 - ③営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等行わないこと
 - ④当社または第三者の著作権表示・商標表示等を削除または変更しないこと
3. 本条の規定は会員登録の存続期間中およびその終了後も効力を有するものとします。

第26条（第三者の知的所有権権利侵害に対する補償）

1. 当社は、第三者から本サービスが第三者の知的所有権を侵害している旨の警告等を受けた場合、当社の判断により、以下の処置を選択実行することができるものとします。この場合、正会員はこれに従うものとします。
 - ①そのまま正会員の使用に供する
 - ②一部または全部について同等の代用物と交換する
 - ③一部または全部について正会員の使用を中止する
 - ④第三者から使用許諾を取得して正会員の使用に供する
2. 正会員は、本サイトまたはその利用が第三者の知的所有権を侵害している旨の警告等を第三者から受けた場合、すみやかに当社に対しその内容を通知し、当社の行う権利の防御のために必要な行為等に協力し、当該係争の処理につき、当社の指示に従うものとします。但し、本サイトの正会員がかかる指示に従った結果、第三者との訴訟における敗訴の確定判決または当社が事前に承諾した和解条項に基づいて当該第三者に対し損害賠償等の義務を負担し、これを支払った場合には、当社はその支払金額を限度として、当該正会員の損害を補償するものとします。

第27条（準拠法）

1. 本約款およびこれに関する一切の法律関係については、日本国法を準拠法とし、本約款は日本国法に従って解釈されるものとします。

第28条（合意管轄）

1. 本約款に関連して生ずる一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条（完全なる合意）

1. 本約款は、当社と正会員間の完全なる合意を記載しており、正会員と当社の本サービス利用に関する本約

款成立以前または会員登録以前における全ての書面、口頭の合意または了解事項に優先するものとします。また、本約款締結以前になされ、本約款締結に抵触する合意または了解事項は、本約款の締結により全て無効となるものとします。

第2章. サービス料金規程

当社は、当社が運営する本サイトにおいて、本サイトに登録された正会員が本サービスを利用するための料金を以下のとおり規定します。

第1条 (入会金)

1. 正会員は別紙3「本サービス料金体系」に従い入会金を当社に支払うものとします。
2. 入会金は正会員が入会時に支払うものとし、以降正会員として契約を継続する限り当社より別途請求されることはありません。但し、本規程により一度会員資格を失った後、再度入会申請を行う場合には、別紙3「本サービス料金体系」に基づき再度請求させていただきます。
3. 正会員は、会員資格有効期間中に会員資格種別の変更を行う場合、現在入会している会員資格について退会手続きを行い、新たに入会金を支払った上で別種の会員資格を取得するものとします。

第2条 (年会費)

1. 正会員の年会費は別紙3「本サービス料金体系」に定めるとおりとします。
2. 正会員は年会費を別紙3「本サービス料金体系」に定められた所定の支払方法及び期日までに支払うものとします。

第3条 (落札手数料)

1. 落札手数料とは、発注者が落札者を決定し、落札した正会員をサイトに報告した時に案件毎に案件を落札した正会員が当社に支払う料金とします。別紙3「本サービス料金体系」に定めた料金及び課金時点に基づき正会員に課金するものとします。正会員は別紙3「本サービス料金体系」に定められた所定の支払方法及び期日までに支払うものとします。

第4条 (支払遅延の扱い)

1. 本サービス料金規程に定める支払期日が経過しても利用料金が支払われない場合、正会員は支払期日の翌日から完済まで年14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第5条 (料金の変更)

1. 当社は、適宜正会員に通知を行って、料金の改定を行う場合があります。

第6条 (料金の返還)

1. 料金の返還については、「利用規程」において定めるとおりとします。

第3章. サービス範囲規程

当社は、当社が運営する本サイトにおいて、本サイトに登録された正会員が利用することのできる本サイトの基本サービス（以下「本サービス」という）の範囲を以下のとおり本規程において定めます。

第1条 (基本サービス)

1. 正会員に応じて、当社の付与するアクセス権限の範囲において、正会員が「サービス料金規程」にて別途定める入会金、年会費及び落札手数料以外の追加負担を負うことなく利用することができるサービスを基本サービスとします。
2. 正会員が利用できる基本サービスの機能は別紙4「基本サービス」にて規定されたサービスとします。

第2条 (データの保存期間)

1. 正会員が当サイトを利用して行った取引に関するデータの保存期間は6ヶ月とします。保存期間を過ぎたデ

ータについては自動的に削除されることを正会員は了承するものとします。（尚、自社の取引に関するデータについては、データ削除前であれば、正会員が電子ファイルで取得することが可能です。）

第3条（会員向け提携サービス）

1. 第3章第1条に定める基本サービス以外に別紙5記載の当社と第三者（以下、「サービス提供者」という）の提携による基本サービス以外のサービス（以下、「提携サービス」という）を当社は正会員に提供できるものとします。別紙5に定める提携サービスを正会員が利用する場合、正会員は別紙5記載の提携サービス規程及びサービス提供者の定める約款に従うものとします。

第4章 準会員（発注者）規程

第1条（準会員（発注者））

1. 本サイトは、正会員のほか、準会員（発注者）（以下、「準会員」という）に対して本サイトの利用（ただし、別紙4に準会員について定められたものに限られます。）を許諾するものとします。

第2条（準会員に対する規約の適用）

1. 準会員の登録、本サイトの利用、準会員の責任その他の詳細については、本章、本規約の別紙その他において別途定めるほか、第一章ないし第三章の正会員に関する規程を読み替えて適用するものとします。
 - ① 準会員の入会金及び年会費は無料とし、準会員に対しては、第1章第3条第3項第2号（正会員登録時の入会金支払）、同第11条（本サービスの利用料金）及び第2章（サービス料金規程）並びに別紙3（本サービス利用料金体系）は適用されないものとします。
 - ② 第1章第4条第2項の規程にかかわらず、準会員に対しては、会員資格種別に関係のない1IDを発行するものとします。また、準会員に対しては電子認証の発行は行わないものとします。
 - ③ 準会員は、第1章第6条第1項に定める暗号化情報の登録・送信及び閲覧を行うことはできないものとします。
 - ④ 準会員に対して、本サービスはすべて現状有姿にて提供されるものとします。第1章第8条1項（当社の費用と責任）、同第22条5項（損害賠償）、同第23条（瑕疵担保責任）、同第24条2項及び3項（責任区分）並びに同第26条2項2文（正会員の損害の補償）その他本サービスに関連する当社の責任を定めた規程は準会員に対して適用されないものとします。当社は準会員の本サイトの利用その他これに関連する事項に関して準会員に対し一切の責任を負わないものとし、準会員はこれを了解のうえ本サービスを利用するものとみなされるものとします。

第3条（会員の種類の変更）

1. 準会員は、正会員への変更を希望する場合、エムキューブサイト約款の内容を了解の上、当社所定の方法により正会員への移行申請（以下「会員移行申請」といいます。）を行うことができるものとします。この場合、当社は、第1章第3条（会員登録）に準じた審査を行い、会員移行承諾書をもって通知するものとし、移行を希望する準会員より第2章サービス利用料金規程に規定する入会金相当額の資格移行費用の支払を受けた上で、正会員としての登録を行うものとします。
2. 準会員は、前項の審査の結果、正会員への移行を認められない場合があることを了解するものとします。

以上

正会員資格種別

業務	資格種別	対応業種
設計業務	1 調査・測量	地質調査 測量
	2 建築設計	意匠設計 構造設計 工事監理
	3 設備設計	機械設備設計 電気設備設計 工事監理
	4 土木設計	土木設計 工事監理
	5 積算	
工事業務	1 土木工事	一般土木工事 上下水道施設工事
	2 建築工事	一般建築工事 防水工事 塗装工事 石・タイル工事
		ガラス・建具工事 内装工事 造園工事 解体工事
	3 設備工事	電気・搬送・避雷 設備工事 ガス設備工事 給排水・衛生 設備工事 空調換気工事
		消火・避難 設備工事 通信設備工事
4 その他		
管理業務	1 建物管理	ビル管理 マンション管理
	2 清掃	ビル清掃 建物消毒 害虫駆除
	3 設備管理	衛生管理 庭園管理
	4 警備	一般警備 駐車場警備
	5 人材派遣	

別紙 2

会員設備等の標準的な技術・機能仕様
PC (クライアント) 環境

1. ハードウェア

通信回線	64kbps 以上 (128kbps 以上推奨)
PC	PC-AT 互換機
CPU	Pentium II 500MHz 以上 (Pentium III 500MHz 以上推奨)
メモリー	128MB 以上 (256MB 以上推奨)
ディスプレイ	1, 024 × 768

2. ソフトウェア

OS	バージョン	利用条件
	Windows98SE/ME 日本語版	なし
	WindowsNT4.0/2000 日本語版	管理権限を持つユーザーによるインストール
	WindowsXP 日本語版	管理権限を持つユーザー
ブラウザ	Microsoft Internet Explore 5.01SP1 以上 (必須)	
関連ソフト	Microsoft Excel 95 以上 (必須)	
	Microsoft Word 95 以上 (必須)	

本サービス料金体系

1. 利用料金及び課金

①入会金

別紙 1 に定める正会員資格種別を複数選択している正会員は、1 正会員資格種別毎に入会金を支払うものとします。

②年会費

(I) 年会費

正会員は別表 3 に定める年会費を当社に支払うものとします。

(II) 正会員資格種別による年会費

別紙 1 に定める正会員資格種別を複数選択している正会員であっても、1 会員毎に年会費を当社に支払うものとします。1 会員内にて複数の正会員資格種別が選択可能ですが、1 会員内で重複する同一の正会員資格種別は選択できないものとします。同一の正会員資格種別を同一法人若しくは組織にて必要とする場合は別会員を設定するものとします。

③落札手数料

第 16 条第 1 項の規程により入札を開催した発注者による落札会員の報告が行われた時点で落札した正会員に落札費が課金され、落札した正会員は落札費を当社に支払うものとします。

2. 支払期日

本規程に定める支払日が休業日である場合は翌営業日を支払期日（以下「支払期日」という）とし、正会員は支払期日までに決められた方法で支払うものとします。

①入会金

正会員は、正会員と当社間の入会契約締結後当社より送付される振込依頼書に基づき、入会契約締結日より 20 日後を支払期日として当社に支払うものとします。

②年会費

(I) 初年度年会費

正会員は、正会員と当社間の入会契約締結後当社より送付される振込依頼書に基づき、入会契約締結日より 20 日後を支払期日として当社に支払うものとします。

(II) 2 年目以降年会費

年会費は第 17 条により有効期間が更新された日後当社より送付される振込依頼書に基づき、有効期間更新日より 20 日後を支払期日として当社に支払うものとします。

③落札手数料

正会員は落札費が課金され毎月 20 日締めにて当社が発行する請求書に基づき請求書の発行された翌月 20 日を支払期日として当社に支払うものとします。

④その他

その他第 1 章第 12 条の規定に従い追加・変更された本サービスにともなう利用料金について正会員は当社が別途定める料金規定に基づき当社に支払うものとします。

3. 支払方法

正会員は当社が指定する銀行口座に振込みにて支払いを行うものとします。ただし、当社が支払方法を別途指定する場合は、正会員は当社指定の方法で支払うものとします。

4. 料金設定

エムキューブサイト利用料金表に基づくものとします。

「エムキューブサイト」利用料金表

1. 「入会金」と「年会費」

表の金額は消費税別

入会金	会員資格種別ごと	2,000円
年会費		3,000円

2. 「落札手数料」

落札手数料	落札ごと	落札金額の5%
-------	------	---------

※管理業務の落札金額は年間契約金額

別紙4

基本サービス

1. 正会員（発注者）が基本サービスで利用できる機能は以下各号の通りです。

- ①会員専用ホームページへのアクセス
- ②電子認証の利用
- ③暗号化機能の利用
- ④登録案件参照
- ⑤見積業者選定
- ⑥見積回答確認
- ⑦応札者プロフィール参照
- ⑧添付ファイルの送信／取得
- ⑨落札結果報告

2. 正会員（入札者）が基本サービスで利用できる機能は以下各号の通りです。

- ①会員専用ホームページへのアクセス
- ②電子認証の利用
- ③暗号化機能の利用
- ④登録案件参照
- ⑤入札参加申込み
- ⑥見積回答
- ⑦添付ファイルの送信／取得
- ⑧落札結果報告

3. 準会員（発注者）が基本サービスで利用できる機能は以下各号の通りです。

- ①案件登録
- ②入札開始通知
- ③見積依頼
- ④見積業者選定
- ⑤見積回答確認
- ⑥応札者プロフィール参照
- ⑦落札結果報告

提携サービス

本サイトにて下記記載の提携サービスを提供致します。

1. 建築総合支援システム（インターネット版）

①サービス内容：

2次元CAD	各種建築専用図面の作成
3次元CAD	断面図・立面図等の自動作成、2次元 CAD の3次元化
モデリング	建屋内部のウォークスルー、鳥かん図・パース等の自動作成
工程表	バーチャート・ネットワーク工程表の作成
各種割付	各種割付け図の自動作成
仮設計画	総合仮設計画図等の自動作成
仮設強度計算	型枠・支保工・乗り入れ構台の強度計算
躯体積算	コンクリート・鉄筋・型枠等の自動積算
現場躯体積算	コンクリート・型枠の自動積算（現場用）
仕上積算	仕上げ積算・内訳書の自動作成
見積書	表紙・大内訳書・内訳書・明細書の作成、仕上積算と連動
建築設備	建築設備図の作成
図面管理システム	各種図面の総合管理（ビジュアル検索）

②サービス提供者：株式会社キャトル

③利用約款：株式会社キャトル発行の利用規約による

④サービス対象者：正会員

⑤サービス価格：株式会社キャトルの利用料金による

⑥申込み方法：本サイトホームページでの申し込み、または株式会社キャトルに直接申し込の方法による